

関連事例・文献等資料集

目 次

- ① (業種別)事業系ごみの分け方・減らし方(京都市の既存の業種別ごみ減量啓発資料) <p1~26>
- ② “京都をつなぐ無形文化遺産”「京の食文化ー大切にしたい心, 受け継ぎたい知恵と味」 <p27~36>
- ③ 「健康長寿のまち・京都食育推進プラン(仮称)」骨子案 <p37~48>
- ④ 次期京都市 食の安全安心推進計画(平成 28~32 年度) 骨子案 <p49~64>
- ⑤ 「食べ残し持ち帰り」に関するガイドライン(「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度) <p65>
- ⑥ 長野県の食べ残しを減らそう県民運動と事例紹介(食料・農業・農村政策審議会食料産業部会 第7回食品リサイクル小委員会 中央環境審議会循環型社会部会 第5回食品リサイクル専門委員会 第5回合同会合資料) <p67~80>
- ⑦ 宴会等で飲食店等を利用される方にお願ひです!!(横浜市) <p81~84>
- ⑧ ウィークックナビ(パナソニック株式会社) <p85~86>
- ⑨ 京都市の観光客数の動向(平成 26 年京都観光総合調査から抜粋・加工) <p87~90>
- ⑩ トリップグラフィックス~京都のマナー編~ <p91~96>
(「京都のトリセツ」第二弾!“京都のあきまへん”)
- ⑪ 京都市まちの美化啓発しおり <p97~98>
- ⑫ 京都ブランド名産品公正取引協議会 <p99~108>
- ⑬ 海外における食品廃棄物等の 2 R 推進のための取組動向(関係文献を参考に京都市が作成) <p109~118>
- ⑭ 2012 ロンドンオリンピック・パラリンピックにおけるサステナビリティの取組 <p119~160>
 - ※ p121~144 は,「平成 26 年度特定調達品目検討会プレミアム基準の活用に係る専門委員会(第3回)」(環境省)の資料。p119~120 は,これを京都市が要約したもの。
 - ※ p145~160 は, NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット主催のマルチステークホルダー会議(平成 26 年 10 月 31 日開催)の資料
- ⑮ 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした環境配慮の推進について(平成 26 年 8 月 環境省) <p161~164>

保存版

（業種別）

事業系ごみの分け方・減らし方

～事業系ごみの減量から、次世代にやさしい環境づくりをはじめましょう！～



京都市

環境物品を選ぶ際に参考となるエコラベル

ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する様々な商品	インターネットを通じてLCA（ライフサイクルアセスメント）を用いた定量的な環境情報を得られる様々な商品	古紙ハルプ配合率100%の商品（数字は古紙ハルプ配合率を示す）	古紙ハルプ配合率100%の商品（数字は古紙ハルプ配合率を示す）	原料に古紙を規定の割合以上利用している商品
稼働時、スリープ・オフ時の消費電力の少ないパソコンなどのオフィス機器	環境に配慮した設計・製造や情報公開されているパソコン	省エネ基準達成率100%以上の商品（数字は達成率を示す）	省エネ基準達成率100%以上の商品（数字は達成率を示す）	省エネ性能と年間消費電圧をい両事業者が表示する
間伐材を用いた製品	ペットボトルのリサイクル品を利用した商品	リユース（再使用）できるガラスびんであること	リユース（再使用）できるガラスびんであること	自動車の燃費基準達成状況を示す、全6種類ラベル

表示識別マーク他

アルミ缶	スチール缶	ペットボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装
京都市内のごみ減量・リサイクル推進店（めぐるくんの店）				

（環境省ホームページ参照）

まぐじ

- P. 2 子どもたちによりよい地球を引き継ぐためには
- P. 4 事業系ごみの適正な処理方法
- P. 8 ごみの行方
- P. 9 業種別ごみ減量化の取組方法
- P. 28 事業所の取組事例
- P. 30 ごみ減量化を図る～「ごみ減量チェックシート」～
- P. 34 ごみ発生量の把握方法～実践に向けて～
- P. 38 環境マネジメントシステム（ISO・KES）
- P. 40 廃棄物の引渡し先
- P. 45 許可業者との契約方法・処理手数料の引き上げについて
- P. 46 京都市の処理施設へ直接持ち込まれる場合について

※ 本冊子の「事業系ごみ」とは、原則として「**事業系一般廃棄物**」を指しております。



（挿絵 High Moonの作者紹介）	ハイムーン
本 名	高月 絨（にかつき ひろし）
京（みやこ）エコロジーセンター館長	石川県立大学教授

子どもたちによりよい地球を引き継ぐためには

事業者による3R

「**ごみの発生抑制・再使用・再資源化**」
(Reduce) (Reuse) (Recycle) の取り組みが必要です

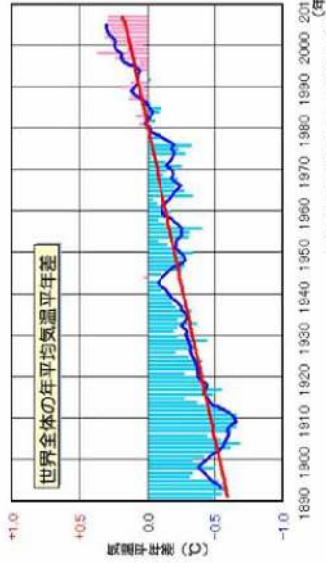
地球の温暖化は深刻な状況です

国連の報告によると、地球温暖化の原因は人間の活動によるものとされ、現在の生活・経済活動を今後も続けると、温暖化はさらに進行し、世界で気象災害や食糧不足が多発すると指摘されています。発生したごみを持って廃棄処理することは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出につながり、地球温暖化の原因となります。さらに、商品等の製造や、その流通段階でも多くの温室効果ガスの発生量を考慮すれば、地球温暖化への影響は非常に大きなものとなります。

今、未来の地球のために、事業者一人ひとりの努力が求められているのです。

世界全体の年平均地上気温の年々の経年変化

棒グラフは、各年の平均気温の年々差（年々差）を示しています。太線（黒）は年々の5年平均平均を示し、直線（赤）は年々の長期的傾向を直線として表示したものです。平均値は1971～2000年の30年平均値です。



出典：「気候変動報告書2007」（気候が）

世界の平均気温の上昇（国連による観測と予測）

- 1900年からの100年間で約0.74度上昇しました。
- 現在の生活、経済活動を続けると、2100年までに約4℃上昇することが予想されます。

◆ 京都市の温室効果ガス削減目標 ◆



◎ 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進めるため、京都市では「地球温暖化対策条例」を制定し、2010（平成22）年までに、温室効果ガス排出量を1990（平成2）年から10%削減することを目標としています。

一〇メモ

温室効果ガスとは、太陽からの熱を地球に閉じ込め、地表を暖める働きをするガスのことです。二酸化炭素がその代表で、地下資源である化石燃料を燃焼することにより大気中の濃度が増加します。京都府定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6項目のガスが温室効果ガスとして認定されています。

事業系ごみの適正な処理方法

事業系ごみとは？



※産業廃棄物とは

燃え殻 ばいじん 鉱さい 汚泥	建設業から出る	紙くず 木くず 繊維くず
ガラス・陶磁器くず 廃油 廃酸 廃アルカリ	製造業から出る	紙くず 木くず 繊維くず
金属くず ゴムくず 廃プラスチック がいき類	製造業から出る	動物系固形不要物(牛・豚などの食べ
		と畜場、食肉処理場 動物系固形不要物(牛・豚などの食べ
		から出る られない部分)
		畜産廃棄物などから出る 動物のふん尿 動物の死体
		上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの(コンクリート固形化物等)

◆事業系ごみとは・・・

- ※ 事業所から出る紙ごみ、お茶の葉、タバコの吸殻
- ※ 飲食店、従業員食堂、卸売・小売業から出る残飯、調理くず
- ※ 他に木くず(割りばし、釘定くず等)、繊維くず、使用済紙おむつなどが該当します。

注意

事業所から出るごみは、家庭ごみには出せません！

京都市家庭用指定ごみ袋	
家庭ごみ用	資源ごみ用

「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第19条により、事業者は事業系廃棄物については、生活環境の保全上支障が生じないように自ら処理し、又は廃棄物処理業者(廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者をいう)に処理させなければならぬと定められています。

★ 基準に違反し、ごみをみだりに投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第25条)」の規定により、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金又は併科に処せられます。

ごみ(一般廃棄物)の部門では22%の削減を目指しています

「京都市循環型社会推進基本計画(京のごみ戦略21)」では、市民・事業者及び市の取組に関する目標として、ごみ処理に伴って排出される温室効果ガスの量を、2001(平成13)年度の20.6万トン-CO₂/年から、2015(平成27)年度には16.0万トン-CO₂/年に、22%削減することを目標としています。

天然資源の枯渇が進んでいます

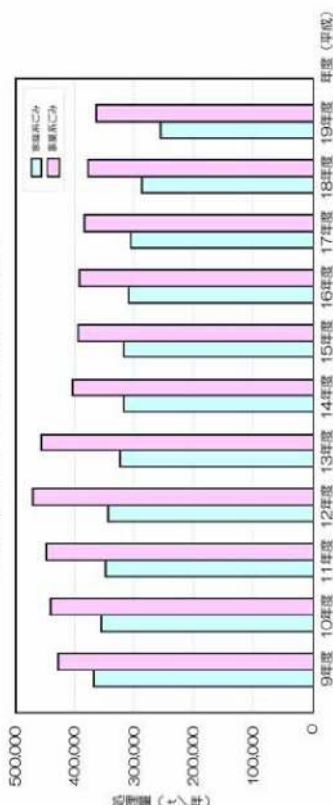
プラスチック製品やガソリン等、私たちの日常生活に欠かせない製品の多くは、限りある資源を消費して作られています。

また、これらの製品がやがて不要になり、ごみ化した際の処理には、焼却施設や焼却灰を埋め立てる最終処分場が必要になります。

こうした施設の建設には非常に大きな費用が必要ですが、ごみの量が減れば、焼却施設を減少させることができます。最終処分場の寿命も長くすることができます。京都市では、新たな最終処分場を建設することは非常に困難で、埋め立て処分量を可能な限り削減する必要があります。

天然資源を少しでも未来に繋げると同時に、焼却施設や最終処分場を、子どもたちに繋げていくために、事業者一人ひとりの「ごみの発生抑制・再使用・再資源化」の取り組みが求められています。

京都市のごみ(一般廃棄物)量の推移

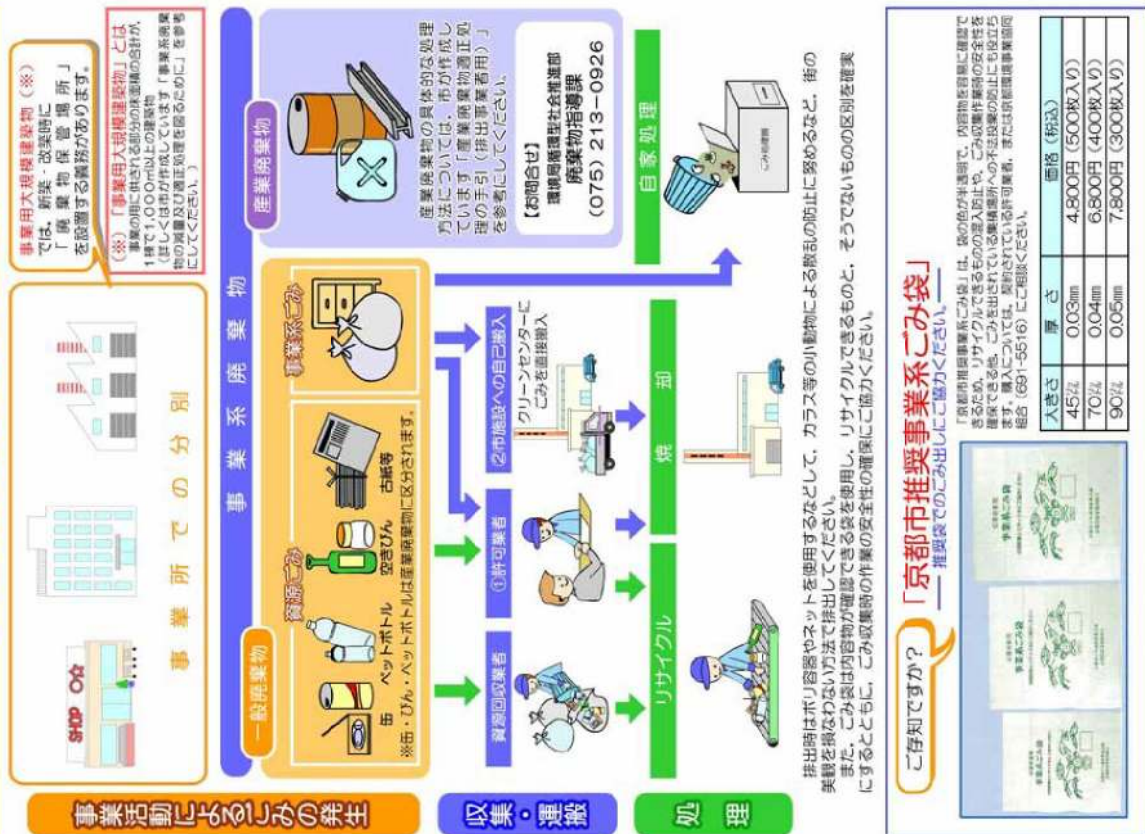


ごみ減量の取組について

●ごみ減量により期待できること

- 地球環境を守ります
 - 3Rを進めることにより、限りある資源やエネルギーの枯渇を防ぎます。
 - さらに焼却ごみの減量を通して地球温暖化防止へ貢献することが、美しい地球を次世代に継承することにつながります。
- 事業所のイメージアップにつながります
 - ごみ減量をはじめとした環境問題に、積極的に取り組んでいることを社会にアピールすることにより、会社のイメージアップが図れ、社員の環境意識の向上にもつながります。
- 経費節減につながります
 - ごみの減量は、処理費用の削減になり、さらに発生抑制は購入する製品の削減にもなることから、経費節減に直結します。

事業所から出るごみの流れ



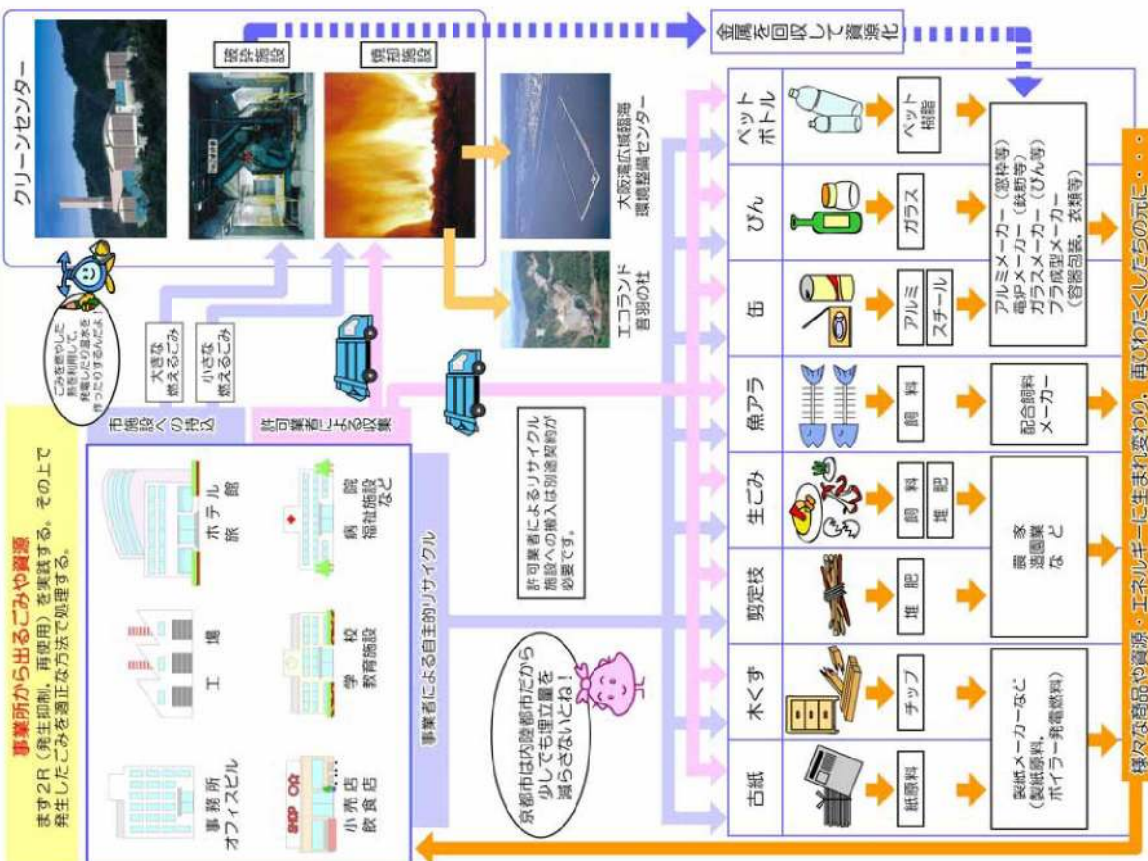
ごみの種類別の分別化

ごみの排出段階で分別を徹底することにより、多くのものが再生可能となります。次のごみの種類を参考に、分別に取り組んでみましょう。

なお、事業所から排出されるプラスチック類などは、産業廃棄物に該当するため、京都市の焼却施設（各クリーンセンター）へ搬入することはできません。

品目	代表的なもの	相談先 (参照ページ)	備考 (その他の処理等)
古紙	・段ボール ・新聞・雑誌 ・紙バック ・オフィス用紙 ・秘密書類など	一般廃棄物の許可業者 (p.44)	再生素材 (p.40)
生ごみ	(食品の) ・食べ残し ・売れ残り ・調理残さなど	食品廃棄物の許可業者 (p.43)	生ごみ処理機による自己処理 ・食品廃棄物は、食品リサイクル法(No.21)によりリサイクルの推進項目が定められています。
魚アラ	・食べ残しの魚類の頭部、内臓など	魚アラの許可業者 (p.42)	魚アラは再生可能な資源です。収集運搬については魚アラの許可業者に相談してください。
古布	・作業服・制服 ・デコレーションに使用した布など	一般廃棄物の許可業者 (p.44)	用途・材質により産業廃棄物となることもありま
プラスチック類	・弁当の容器 ・ビニール袋 ・発泡スチロール ・緩衝材類	産業廃棄物の許可業者※1	生ごみ・汚れをとおしてリサイクルすれば図形標識等に利用できます。
廃食油	・使用済みてんぷら油(植物油系)	再生素材 (p.40)	・廃食油(p.41) ・使用済みてんぷら油(p.41)
缶	・飲食用の缶 ・商品の入っていた缶	産業廃棄物の許可業者※1	市内の自動販売機で購入したものは飲料品の購入業者へ引き取りを依頼してください。
びん	・飲食用のびん ・商品の入っていたびん	産業廃棄物の許可業者※1	
ペットボトル	・調味料ペットボトル ・飲料用ペットボトル	産業廃棄物の許可業者※1	

ごみの行方



品目	代表的なもの	相談先 (参照ページ)	備考 (その他の処理等)
金属類	・はさみ ・刃物類 ・スプレー缶 ・パイプダーの金具	再生事業者 (p40)	
不燃物(燃やさないごみ)	・コップ等のガラス類 ・茶碗等の陶器類 ・蛍光灯	産業廃棄物の許可業者 ※1	
電池	・乾電池	再生事業者 (p40)	小型乾電池類は、JBRC(※2)に「リサイクル協力事業者」として登録いただければ無償回収してもらえます。
大型ごみ(他)	(オフィスの) ・机、椅子 ・ロッカー、棚等 ・電気、ガス製品など ・剪定枝	再生事業者 (p40)	
	金属 プラスチック ガラス などの製品 木くず 製品 製品 製品	一般廃棄物の許可業者 (※4)	木くず・剪定枝については、JBRC(※2)に「リサイクル協力事業者」として登録いただければ無償回収してもらえます。 (注) 木製パレットは産業廃棄物になります。
一般ごみ	・パソコン	販売店 メーカー窓口 ※3	メーカー窓口については、パソコン3月推進センター(※3)のHP等で確認ください。
	・家電製品 (テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)	販売店 メーカー窓口 ※3	家電製品のリサイクル法に基づき回収してください。
一般ごみ	・汚れた付いた紙 ・お茶の葉 ・リサイクルできない紙など	一般廃棄物の許可業者 (※4)	京都市クリーンセンターへ自己搬入することになります。(p46)

(※1) 一般廃棄物許可業者の多くは産業廃棄物の各種収集運搬許可を取得していますので、お問い合わせください。
 (※2) 有限責任中間法人 JBRC【HP】<http://www.jbrc.net/hp/contents/index.html>
 (※3) 有限責任中間法人 パソコン3月推進センター【HP】<http://www.pc3r.jp/>

ごみ減量化の取組方法

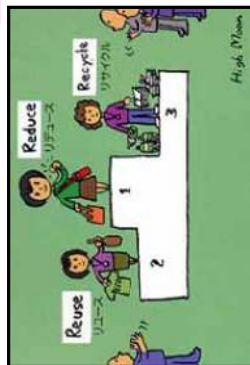
- ① 全業種共通
- ② 製造業
- ③ 卸売業
- ④ 事務所・オフィスビル
- ⑤ 小売業
- ⑥ 飲食業
- ⑦ ホテル・旅館
- ⑧ 学校・教育施設
- ⑨ 病院・福祉施設
- ⑩ 駅・遊戯場・文化施設等

3Rを徹底しましょう！

1. Reduce
(発生抑制)
物を大切に使い、
ごみを減らす

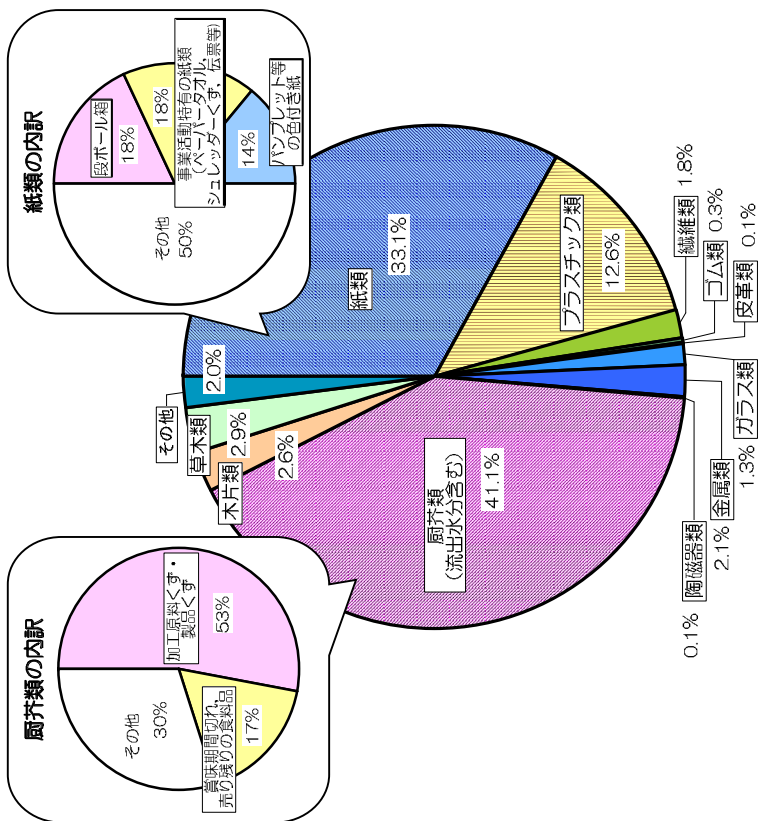
2. Reuse
(再使用)
物を繰り返し使う

3. Recycle
(再資源化)
再び資源として、
利用する



① 全業種共通

ごみの組成 (全体)



◎各業種のごみ組成の円グラフは「事業系ごみ減量対策基礎調査結果報告書」(H20.3 京都市環境局) からデータを転載したものです。

注) ごみの組成の円グラフは、京都市のクリーンセンター(清浄工場)に搬入された廃棄物の重量出であり、排出事業所で分別された後、資源化(リサイクル)ルートで流通しているものは含まれていません。

【特徴】

事業所から排出される業者収集ごみの組成は、厨芥類が 41.1%と最も多く、これに紙類が 33.1%、プラスチック類が 12.6%と続いています。

厨芥類の内容は、主として飲食店等から出る加工原料くず・製品くず・食べ残し、スーパー・小売店から出る賞味期限切れ・売り残りの食品などです。
また紙類では、段ボール、パンフレット、伝票等が上位を占めており、プラスチック類では食品等の容器包装が最も多くなっています。

実施できている項目については、**□にチェック**してください。

1. Reduce リデュース 物を大切に使い、ごみを減らす

① 紙を節約しましょう！

紙は、ほとんどの事業所で日常的に使用され、ごみの中に占める割合も高くなっていますが、使用量の削減には比較的、取り組みやすい品目です。

- ☐ 両面コピー、Nアップコピー（Nアップ原稿送り装置を利用して、2枚、4枚、8枚の原稿を1枚にまとめてコピーする機能）の利用を敢行する。
- ☐ ミスコピーを防ぐため、コピー機を使い終わったら必ずリセットする。
- ☐ 伝票、事務書類、会議資料等を可能な限り電子データ化する。
- ☐ 書類は共有ファイルを作成し、個々にコピーを持たないようにする。
- ☐ パンフレット、チラシは必要とする量を把握し、最小限の作製とする。
- ☐ 紙コップや、トイレでのペーパータオルは使用しない。
- ☐ ダイレクトメールを必要最小限とし、不要な消費者への申出窓口を告知する。
- ☐ 商品伝票の電算処理システムを導入する。
- ☐ 在庫管理をデータベース上で行う。

② 生ごみを減らしましょう！

生ごみ対策は、水切りの徹底

- ☐ 生ごみの重量の大半は水分（※）ですから、水切りを徹底することで、かなり減量できます。
- ※ 食品廃棄物の水分率は80%程度です。
- ☐ コスト管理と分析を徹底し、食材の残り、売れ残りの生鮮品、作りすぎた食品、食べ残しの多いメニュー等を減らし、廃棄処分されるものを減らす。

③ 一人ひとりが、ごみの減量に取り組みましょう！

- ☐ 食事の際は、マイはし・マイ食器を使用する。
- ☐ 給茶器と湯飲みを設置し、缶・びん・ペットボトルの使用を減らす。
- ☐ 個人のごみ箱をなくし、共有化するなどにより、社員が安易にごみを出すのを抑制し、資源化可能なものをごみにしないようにする。

④ 事業所全体で、ごみの減量に取り組みましょう！

- ☐ 事務用品は、長期間使用できるものを購入する。
 - ☐ 冷蔵庫の温度を控えめに設定し、昼休みなどはこまめに消灯する。
 - ☐ 3Rの徹底のため、従業員の研修を充実する。
- ※ 「京都市政出前トーク」を利用する方法もあります。（**テーマ数218**）

※ 「京都市政出前トーク」とは、市民の皆さんに市政やまちづくりに関する理解を深めていただく“きっかけ”をつくるため、お聞きになりたいテーマを選んでいただき、担当職員がお伺いしてご説明する制度です。

問い合わせ・申し込み先は
京都市総合企画局政策推進室 TEL 222-3178
●ホームページでも詳しく紹介しています
<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/00000035248.html>

2. Reuse リユース 物を繰り返し使う

① 物を大切にしましょう！

- ☐ ミスコピー紙や片面コピー紙はメモ用紙などに再利用する。
- ☐ 使用済みの封筒、ファイル、フォルダーなどは内部連絡の用途に再利用する。
- ☐ 備品は、リスト等で使用状況を管理し、職場間で融通しあう。
- ☐ 新品でなくともよいものは、中古品での購入も検討する。
- ☐ コピー機、パソコンプリンターなどのトナーカートリッジは、再生利用できるものを選択する。
- ☐ 耐久性の高い通い箱・パレットの使用など、運搬資材・梱包資材の再利用を推進する。
- ☐ 社内リサイクルショップを開催し、不用となった事務用品を他のセクションで新たに使用できるようにする。
- ☐ 取扱説明書、保証書、修理依頼書リストなどは大切に保管する。

イベントごみを減らしましょう！！ ちょっと一言

イベントで使用されている使い捨て容器等が、ごみの大量発生を招いています。
～ ごみ箱からあふれるごみは、周辺の美観も損ないます。 ～

主催者は、イベントの実施に当たっては以下の点も考慮してください。

- ☐ イベント計画時にごみとなるものを想定し、減量・再使用・リサイクルの方法を事前に検討し、業者を選定する。
- ☐ すぐにごみになりやすい、ちりしや啓発物品等は必要数のみ製作し配布する。
- ☐ 会場設置時、複数のイベントで資材を共有する。またはレンタル業者などを利用する。
- ☐ ごみステーションを設置する。イベントや会場の規模に応じて、ごみステーションの設置場所、設置数を決め、案内表示などを設置し、場所が目につくようにする。
- ☐ ごみステーションには、廃液体専用のボックスまたは水きりバケツ（生ごみの発生量の削減）やチラシ・パンフレット等の専用リサイクルボックス（紙くずの発生を抑制）などのほか各種の分別ボックスを用意する。
- ☐ ごみステーションに人を配置し、来場者に分別方法を説明し、一緒に分別する。
- ☐ 飲食を伴うイベントでは、リユース食器（※）やリサイクル可能な容器を使用する。
- ☐ スタッフの弁当は、使い捨てでなく、再使用できる弁当箱を扱う業者などから調達する。

※ リユース食器についての相談：NPO地域環境デザイン研究所recotone
中京区主生堀ノ宮町9-13 HAJIME BLD.
Tel 075-205-1433 Fax 075-205-1434

3. Recycle リサイクル 再び資源として利用する

① リサイクルが容易な製品を利用しましょう！

- ☐ 複数の素材を組み合わせたものより、単一素材からなる製品を購入・使用する。
- ☐ リサイクルを意図した製品を優先的に購入・使用する。
- ☐ 自社で大量に排出される不用品は、リサイクルが容易となるものを選び、メーカー等と協力してリサイクルルートの構築を図る。

② リサイクル商品を利用しましょう！

リサイクル製品の需要が少ないと製品化が進まず、技術力の向上も期待できません。また、積極的に利用することが、社員・顧客の皆さんへのリサイクル意識の高揚にもつながります。

- ☐ 事務用品やトイレットペーパーなど再生品を購入し、使用する。
- ☐ OA用紙・印刷物には再生紙を購入し、使用する。
- ☐ 制服等の被服は、リサイクル素材の製品を採用する。

③ リサイクルに協力しましょう！

- ☐ びん、缶、ペットボトルなどのリサイクルルートが確立されているものは、リサイクルボックス等を設置し、分別排出できる環境を整える。
- ☐ 分別排出されたリサイクル可能物は、納入業者に引取ってもらうか、もしくは廃棄物許可業者に資源化物として引渡す。

④ 紙をリサイクルしましょう！

分別を徹底し資源化する。

- ☐ 古紙は新聞、雑誌、段ボール、雑紙（OA用紙、包装紙、封筒など）に分別し、質の高い資源化を心がける。
- ☐ 分別した紙類に禁忌品（窓のついた封筒、ビニールコート紙、紙コップなどのワックス加工紙、油紙、写真、合成紙、防水加工紙、裏カーボン紙、紙以外のものなどが混ざらないように注意する。
- ☐ 秘密書類については、シュレッダーにかけなければならないか検討して、社内の基準を設け、なるべくシュレッダー処理は抑える。
（シュレッダーでミリカットするとリサイクルが困難になります）

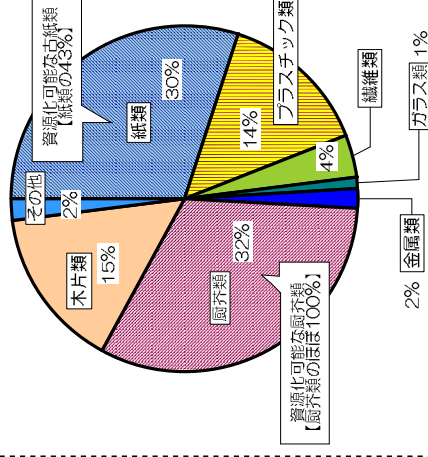
⑤ 食品廃棄物を資源化する！

食品関連事業者は、食品リサイクル法（P21 参照）によりリサイクル等の実施率目標が定められています

- ☐ 分別した生ごみの中に金属、ビニール、串などの異物が混入しないように注意する。
- ☐ 生ごみは、自社に資源化装置（コンポスト容器・電動生ごみ処理機）を設置する。
- ☐ 食品廃棄物許可業者（P43 参照）を通じ、食品廃棄物再生事業者（P41 参照）へ引き渡す。
- ☐ 廃食用油は、資源化業者に引き渡す。⇒BDF（バイオディーゼル燃料）・石鹸・堆肥
- ☐ 魚アラは、リサイクルできます（P42 参照）。魚アラルリサイクルセンターでは、魚アラから飼料を製造しています。

② 製造業

【製造業のごみ組成】



【特徴】

- 他業種より木片類が多くなっていますが、業種によりごみの組成は大きく異なります。
- 紙類・厨芥類などを分別し、リサイクルすることにより焼却されるごみの量を大きく減少させることができます。
- 製造工程から出るごみの多くは産業廃棄物に該当しますが、これらは産業廃棄物として適正に処理してください。

1. Reduce リデュース 物を大切に使い、ごみを減らす

① 商品の製造段階で、ごみを減らしましょう！

製造業の皆さんが、商品の「製造段階」から、ごみの減量に取り組むことで、社会全体にも大きなごみ減量の効果が現れます。

- ☐ 省資源、省エネルギーに配慮した製造工程を採用する。
- ☐ 不良品の発生率の低下、過剰納入の自粛、未使用原材料の有効利用に取り組む。
- ☐ 容器の軽量化・コンパクト化を実施し、使用資源の削減を図る。
- ☐ 複数が1セットになった製品の、セット内個別包装を行わないようにする。
- ☐ 製品を製造する上で出た副産物、端材等を原材料化して再び加工材とする。

② 長く使用できる製品を製造・開発しましょう！

- ☐ 耐久性が高く、修理が容易な製品を製造する。
- ☐ 詰め替え商品・長寿命製品・消耗した部分だけ取り替えられる商品を開発する。
- ☐ 製品の修理に関するサービスを充実する。
- ☐ 修理用部品を半永久的に供給し、そのPRに努める。

2. Reuse リユース 物を繰り返し使う

① 自社の製品等をリユースしましょう！

- 自社製品を回収・修理し、「リユース製品」として販売する。
- 部品の規格を統一し、修理に伴うリユース部品の使用を容易にする。
- 詰め替え可能な商品の生産促進を図る。

3. Recycle リサイクル 再び資源として利用する

① 再資源化しやすい製品を製造しましょう！

- 再資源化が容易な素材、構造で製品を製造する。
- 自社製品の回収再資源化システムを構築する。
- 原料に再生資源を積極的に利用する。
- リサイクルに関する技術開発を推進する。

② 消費者にリサイクルをPRしましょう！

- 取扱説明書等に製品のリサイクルされる部位を明記する。
- 製品にリサイクルのPR 文書等を付記する。

■ ー □ × モ ■
～ こんな事例もあります ～

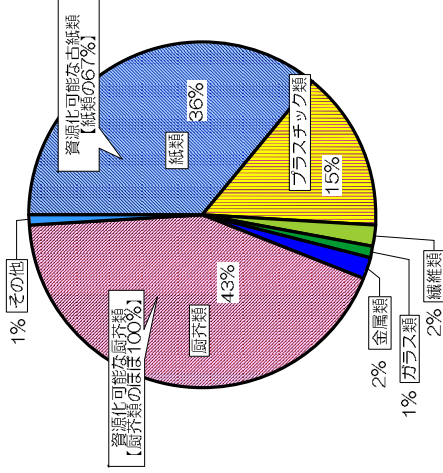
【弁当等食品製造事業者】

- ◆ 製造ロスを抑えるため、ユーザー注文予定数の精度を高めて予測をしています。
 - ◆ ユーザーへのアンケート調査によって、メニューを改善し、食べ残しを減らしています。
- 【社員食堂】
- ◆ ご飯の量を減らし、おかわり自由のおひつを各テーブルに置いています。



③ 卸 売 業

【卸売業のごみ組成】



【特徴】

- 紙類が 36% を占めていますが、そのうちの 2/3 が資源化可能な古紙類です。
- 腐芥類は、ごみに占める割合が 43% ですが、そのほぼ全量が資源化可能なものです。

1. Reduce リデュース 物を大切に使い、ごみを減らす

- 過剰包装とならないように包装・梱包材は最低限のものとする。
- 包装・梱包材は、端材が発生しないよう工夫して使用する。
- テープ類の使用は必要最小限に抑える。
- 商品伝票の電算処理システムを導入する。
- 在庫管理をデータベース上で行う。

2. Reuse リユース 物を繰り返し使う

- 耐久性が高く、繰り返し使用できる梱包・緩衝材等の出荷用資材を購入する。
- 出荷先から出荷用資材を回収し、再利用する。

3. Recycle リサイクル 再び資源として利用する

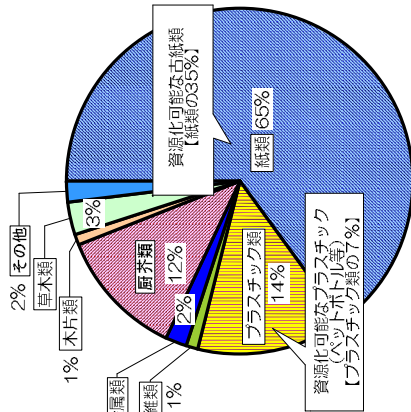
- 出荷用資材等は、単一素材のものを選択・購入する。
- 紙製品へのテープ類の貼付を控え、貼付した場合は、必ずはがす。
- テープ類・梱包材等は、リサイクル品を優先的に購入し使用する。

納品用に繰り返し使用できる
プラスチック製ケース
(通い箱)です。



④ 事務所・オフィスビル

【事務所・オフィスビルのごみ組成】



【特 徴】

- 紙類が65%を占めており、他業種に比べ多くなっていますが、その中で1/3が資源化可能な古紙類です。
- 紙類をさらに分別し、リサイクルすることにより、焼却されるごみの量を大きく減少させることができます。

1. Reduce リデュース 物を大切に使い、ごみを減らす

- コピー用紙の使用量抑制に取り組む。
(両面コピーの励行、文書の共有、電子メールの活用によるペーパーレス化など)
- 事務用品の購入にあたっては、その必要性を十分検討した上で、無駄な在庫を持たないようにする。
- 弁当は、食べ終わった容器を持ち帰る。給食弁当を活用する。

2. Reuse リユース 物を繰り返し使う

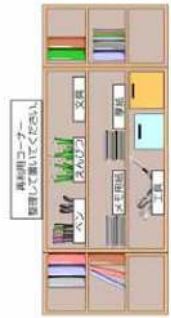
- 不用となった事務機などは、他の部署などで再使用する。

3. Recycle リサイクル 再び資源として利用する

- 秘密書類は、その再資源化方法を収集運搬許可業者、もしくは再生専門業者に相談する。
- 蛍光灯、消火器等の備品類の廃棄は、納入業者を通じるなどにより、できる限りリサイクルに回すとともに、適正処理の確認を行う。

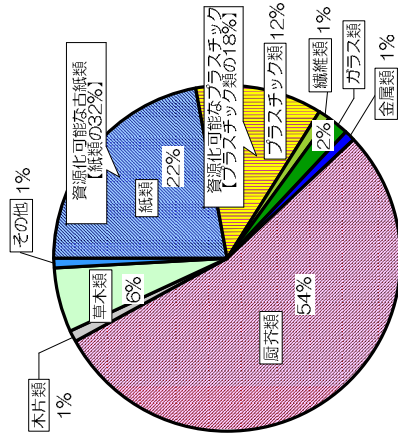
■ ーロメモ ■

不用品や廃材など、まだ使えそうなものをストックする場所を用意し、再利用する環境を整えましょう。



⑤ 小 売 業

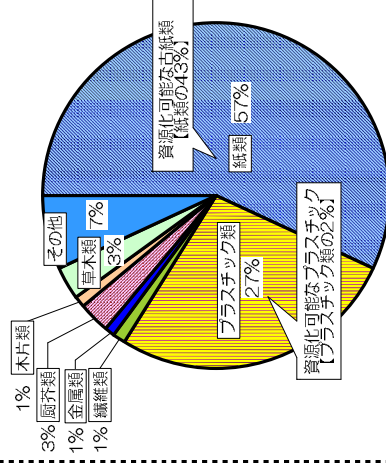
【小売業（スーパーマーケット・コンビニ等）のごみ組成】



【特 徴】

- 小売業（スーパーマーケット・コンビニ等）のごみ組成では、厨芥類が最も多く54%を占めています。
- 次に紙類も22%を占めており、これら2つで8割近くになります。

【小売業（家電量販店・ホームセンター等）のごみ組成】



【特 徴】

- 小売業（家電量販店・ホームセンター等）のごみ組成では、紙類が最も多く57%を占めています。
- 次にプラスチック類も27%を占めており、これら2つで8割以上に達しています。

■ ーロメモ ■

○ 分別箱に入れる用紙の種類を社員に徹底してください。

○ 片面しか使用していないコピー用紙を入れる専用箱を、コピー機の横に用意してください。

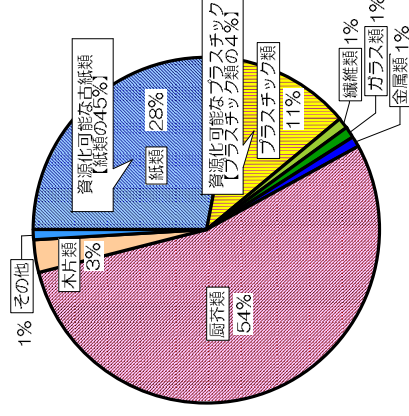
古紙の分別箱

※種類を分けて回収できます。



⑥ 飲 食 業

【飲食業のごみ組成】



【特徴】

- 飲食業のごみ組成では、厨芥類が最も多く54%を占めています。
- 次いで紙類も28%を占めており、これら2つで8割以上になります。
- 紙類・厨芥類などを分別し、リサイクルすることにより焼却されるごみの量を大きく減少させることができます。

1. Reduce リデュース 物を大切に使い、ごみを減らす

- 来客数を予測して食材を仕入れる。
- 商品納入用梱包材等の回収システムを納品業者と協力して構築する。
(例：食材や物品の仕入れを、繰り返し使える箱（通い箱）にする。)
- 調理時にむだな生ごみを出さないため調理を工夫する。
- 注文から出来上がりまで、時間短縮するための作り置きを見直し、廃棄量を減らす。
- 食べ残しが出にくいよう、サイズ別のメニュー（ミニサイズなど）を設定する。
- 調味料は、個別に包装されたもの（例えば、スティックシュガーなど）を使用せず、詰め替え商品を使用する。
- 紙ふきんでなく布ふきんを利用する。
- 生ごみを出す前に水切りを徹底する。
(排水の処理や臭気の漏れなど生活環境に影響がないよう処置する。)

2. Reuse リユース 物を繰り返し使う

- 使い捨て食器・容器等の使用を控え、繰り返し使用できるものを利用する。
(例：割りばしに代わり、洗って再使用できるはしにする。)
- 発泡スチロール製のトロ箱は、納入業者に返却して再利用に努める。

1. Reduce リデュース 物を大切に使い、ごみを減らす

① メーカーや卸売業者と協力しましょう！

- 過剰な仕入れや安易な返品抑制に努める。
- 商品納入用梱包材等の回収システムをメーカーや卸売業者と協力して構築する。
(例：食材や物品の仕入れを、繰り返し使える箱（通い箱）にする。)

② 消費者の皆さんと協力しましょう！

- 「身近で取り組む環境マナー」として、消費者に、食品を買うとき消費期限や、賞味期限が先に来る商品を選んでもらうように依頼する。
- 量り売り等、消費者が必要な数量・包装方法を選択できる仕組みを整備する。
- 消費期限が近づいている商品の値引き販売など、食品が廃棄物にならないよう販売方法を工夫する。
- マイバッグ持参時のポイント制度やレジ袋の有料制を導入し、マイバッグの持参を呼びかけてレジ袋の削減に取り組む。

2. Reuse リユース 物を繰り返し使う

① 資材の再利用を提案しましょう！

- 商品の試食・試飲・試用などでは、使い捨て食器・容器等の使用を控え、繰り返し利用できるものを利用する。
- リターナブルびんの飲料など、容器等のリユースが可能な商品を積極的に販売する。
- ハンガー納品を推進し、ハンガーの再利用を進める。

3. Recycle リサイクル 再び資源として利用する

① 物品の素材や使用方法を見直しましょう！

- 袋、容器等は再生紙製のものなど、リサイクル品を優先的に使用する。
- 発泡トレイ等は、リサイクルが容易な無着色のものを利用する。

② 消費者の皆さんと協力しましょう！

- 紙バックや食品トレイの回収拠点として、積極的な取り組みを行う。
- リサイクル商品の販売・PRに努める。
- 買い替え時の不用品の引き取りを積極的に行う。

③ 食料品を廃棄されるお店では...

- 食料品を廃棄する際は、容器と内容物を分け、生ごみは飼料、及び堆肥化されるように自主的な取組を行うか、回収業者と資源化の契約をする。
- この堆肥を利用した製品の販売を促進する。

3. Recycle リサイクル 再び資源として利用する

- 容器包装、食器、割りばしその他の異物や再生利用に適さない食品廃棄物を適切に分別する。
- 飼料化は、食品循環資源の成分やカロリーを有効に活用できる手段であり、飼料自給率の向上にも寄与するため、優先的に選択する。飼料の安全性の確保には万全を期す。
- 肥料化は、利用先の確保を前提に実行する。

食品リサイクル法について

食品リサイクル法が改正されました。(平成19年12月施行)

※ 改正点は赤字で表記しています。

1. 発生抑制

生産や流通過程の工夫、消費のあり方の見直しなどにより、食品廃棄物の発生の抑制に取り組めます。

2. 再生利用

加工残さ・売れ残り・調理くず・食べ残しなどの食品循環資源を飼料や肥料、油断や油断製品、メタン、炭化食品(燃料または還元剤としての用途)、エタノールの原材料として再生利用します。

3. 熱回収

再生利用が困難な食品循環資源で、メタンやバイオエタノールと同等以上の効率でエネルギーを回収できる場合に限り選択できます。

4. 減量

再生利用や、熱回収ができない場合は、脱水・乾燥・発酵・炭化により減量を行います。

目標

平成19年度の基準率基準に毎年増加ポイントを加えています。
(平成19年度の基準率基準率は平成19年度の実績とします。平成19年度の実績が20%未満の場合は、20%として基準率基準率を計算します。)

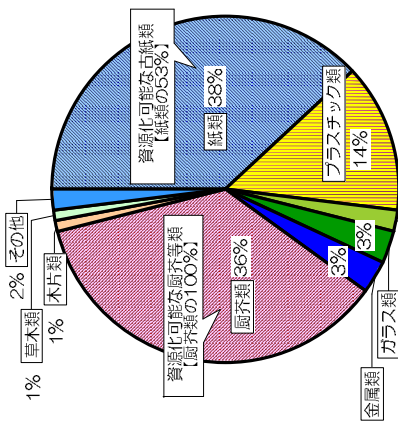
前年度の基準率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

【問合せ先】 生産経営流通食品課
近畿農政局
〒602-8054 京都市上京区西御所通り下長者町下ル
TEL 075-451-9161 (内線) 2391
FAX 075-414-7345

(農林水産省ホームページより抜粋)

⑦ ホテル・旅館

【ホテル・旅館のごみ組成】



【特徴】

- ホテル、旅館のごみ組成では紙類が38%、厨芥類が36%を占めており、これらの2つを合わせると、全体の3/4に達します。いずれも分別により50%以上が資源化可能となります。
- 紙類・厨芥類などを分別し、リサイクルすることにより、焼却されるごみの量を大きく減少させることができます。

1. Reduce リデュース 物を大切に使い、ごみを減らす

① 使い捨て商品の使用を控えましょう!

- アメニティグッズを簡素化する。
- 紙ふきんでなく布ふきんを利用する。
- 連泊客にタオル交換の要否を確認する。
- お茶などは、個別に包装されたティーバックで煎れないようにする。
- 使い捨ての仕出し用鉢りの使用を控える。
- 使い捨てのランチョンマットの使用を控える。
- クリーニング後の「殺菌済み」の表示利などは、個々に貼付するのではなく、一括して掲示する。
- 石けん・シャンプーなどについて、ディスプレイ容器(必要量だけ出せる容器)を採用する。

② 生ごみを減量しましょう!

- ホテル・旅館から出るごみのうち、多くの割合を占めるのは、生ごみです。この生ごみの減量により、ごみ量が大きく減ります。
- 宴会で個人の好みやお客の年齢層にあったメニューをいくつか用意して食べ残しを極力減らす。
- 生ごみを出す前に、水切りを徹底する。

2. Reuse リユース 物を繰り返し使う

① リユース用品を使用しましょう！

繰り返し使えるものを優先的に利用することで、ごみの減量に大きな効果を得られます。

- ☐ 飲料は、リターナブルびんや詰替え樽の商品を購入する。
- ☐ 食器洗剤、手洗い用品などは、詰替え商品を使用する。
- ☐ コースター、はし置き等は、繰り返し使えるものを採用する。
- ☐ 家具や備品類は修理やクリーニングによる再利用を図る。

3. Recycle リサイクル 再び資源として利用する

① 食品廃棄物を資源化しましょう！

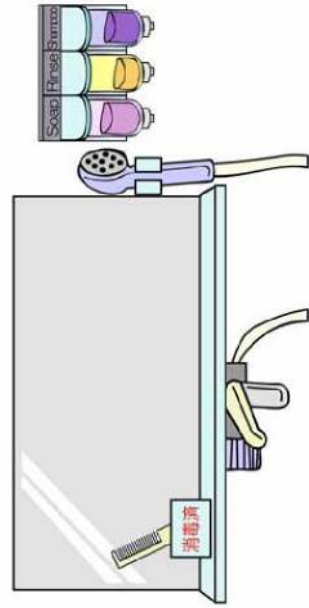
- ☐ 容器包装・食器・楊枝その他の異物や再生利用に適さない食品廃棄物を適切に分別する。
- ☐ 飼料化は、食品循環資源の成分やカロリーを有効に活用できる手段であり、飼料自給率の向上にも寄与するため、優先的に選択する。飼料の安全性の確保には万全を期す。
- ☐ 肥料化は、利用先の確保を前提に実行する。

② 宿泊客と協力しましょう！

- ☐ 部屋や館内にリサイクルボックスを設置し、ごみの分別への協力をお願いする。
- ☐ お土産を販売する場合は、簡易包装への協力をお願いする。

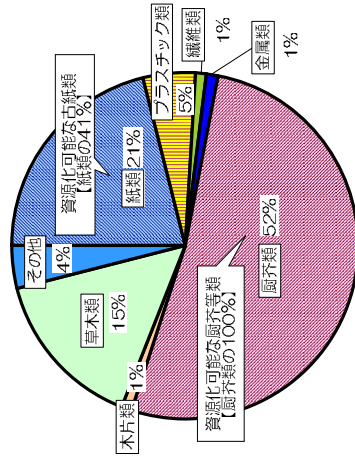
③ 備品類の廃棄はリサイクルに回しましょう！

- ☐ 蛍光灯、消火器、非常灯などの多量に発生する備品類の廃棄は、納入業者を通じるなどにより、できる限りリサイクルに回すとともに、適正処理の確認を行う。
- ☐ 使用後の割りばし、紙の原料として有効利用できます。



⑧ 学校・教育施設

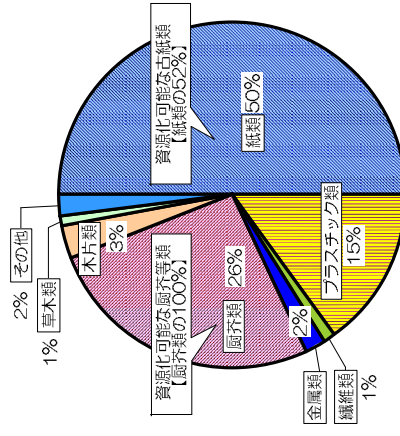
【小・中学校のごみ組成】



【特徴】

- 小・中学校のごみ組成では、厨芥類が最も多く52%を占めていますが、その中の9割が資源化可能な調理くず等です。
- また、紙類は21%を占めており、そのうちの半分近くが資源化可能な古紙です。

【大学等のごみ組成】



【特徴】

- 大学等のごみ組成は、紙類が最も多い50%強を占めていますが、そのうちの半分が資源化可能な古紙です。
- また、厨芥類は26%を占めており、その多くは資源化可能な調理くず等です。

【リユース食器を使った昼食例】



小学校給食

(京都市教育委員会HPより)



中学校の委託弁当の製造過程

1. Reduce リデュース 物を大切に使い、ごみを減らす

【共通】

- 児童、生徒および学生に対する環境教育を推進する。更には具体的な数値目標を設定し、ごみ減量化への取組を充実させる。
- 食堂、給食などから出る食べ残し等の残さは、水切りを徹底する。

【小・中学校】

- 栄養のみならず、調理法や配膳量などを考慮し、工夫を加味した給食の用意により、食べ残しを極力減らす。

【大学等】

- 食堂で、同一メニューの中に「大」・「中」・「小」などの、分量が選択できるシステムを取り入れる。
- 学生が使用するコピー機で、片面・両面の使用料に差異を設ける。
(例：片面10円/枚、両面15円/枚など)

2. Reuse リユース 物を繰り返し使う

【共通】

- 机、イス、ロッカーなどの備品類は耐久性の高いものを使用し、破損した場合は、補修することによりできるだけ長く使用する。

【小・中学校】

- 繰り返し使える給食食器・はしなどを使用する。
- 古着や古タオルなどを雑巾として使うなどの工夫をする。

【大学等】

- 食堂では、繰り返し使える食器・はしなどを使用する。

3. Recycle リサイクル 再び資源として利用する

【共通】

- 蛍光灯、消火器、非常灯などの多量に発生する備品類の廃棄は、納入業者を通じる等により、できる限りリサイクルに回す。

【小・中学校】

- 校内各所に、リサイクルボックスを設置する。

【大学等】

- 給食残さの堆肥化を実施する。
- 学生用に、新聞、雑誌、コピー用紙などのリサイクルコーナーを設置する。

手作りの古紙分別ケースです。

※片面のみ使用

※両面とも使用

※新聞、雑誌、コピー用紙などに分別

※給食残さ等

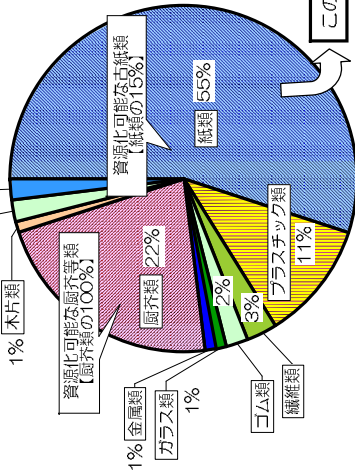


⑨病院・福祉施設

【病院・福祉施設のごみ組成】

【特徴】

- 病院、福祉施設の事業系ごみ組成では紙類が55%を占めています。特に高齢者福祉施設では紙類が59%で、そのうち紙おむつが83%を占めています。
- 感染症一般廃棄物は、特別管理一般廃棄物として処理してください。



このうち、紙おむつが40%を占めている

1. Reduce リデュース 物を大切に使い、ごみを減らす

- カルテやレポートを電算化する。
- 文芸伝票を小型化する。
- 順番札は、レシートを使用しない。
- 栄養のみならず、入院・入所者の好み、量などに工夫を加味した食事を用意して、食べ残しを極力減らす。
- 食べ残し等の残さは水切りを徹底する。

2. Reuse リユース 物を繰り返し使う

- 洗って繰り返し使える布おむつを使用する。
- 耐久性が高く、修理が容易な医療機器を購入する。
- 使い回してできる順番札を使用する。

3. Recycle リサイクル 再び資源として利用する

- 病室にもリサイクルボックスを設置する。
- 新聞、雑誌、小箱、機密性の低い事務用書類をリサイクルする。

【一〇メモ】

【感染症一般廃棄物】

病院・診療所等から排出される一般廃棄物のうち、血液などの付着した、脱脂綿・包帯・ガーゼ・紙くずなどに感染性病原体を含む、又は付着している恐れのあるものをいいます。

事業所の取組事例

島津製作所 三条工場 事務所



- 駅・遊戯場・文化施設等のこ
み組成では、紙類が最も多く
42%を占めており、その半
分近くは資源化可能な古紙
類です。
- 金属類については4%とな
っていますが、この多くは空
き缶です。



ハテコードを用いて、所属ごとの量を計量し発生抑制に努めている。

【ごみの分別は写真左より】

黄袋
チラシ・色紙

カラーコピー
バネアガパンチ
台紙がカラーのもの
EDP紙の（黄色の部分）
包装紙（ノール・ボン）
再生紙の芯むき
（再生紙をきむ）

ノート
カタログ・チラシ
ポスター
トレーシングペーパー
クラフト紙（茶色の菓子袋）
A4紙1/8以下のコピー紙
白紙・空面
（色が青く出る図面）
白紙以外の紙（白紙以外）

青袋
コピー用紙（白紙）

再生紙コピー紙
上質コピー紙
E D P 用紙
（茶色印刷・ゆり寝しスト）
社内せん（薄手、厚手）
ルーズリーフ（白紙）
A 4 紙1/8以上のコピー紙

透明袋
プラスチック

ビニール袋
梱装材（プラスチック）
ビーズ・パント
フチフチ
ハンコの袋（プラのみ）
CD・FDのケース
プラのマークがついてるもの
カール糖の容器
アルミ蒸着シート
弁当容器（プラ類のみ）
弁当カン（プラ類）
プラスチック容器
フレキシック（プラ製）
部活箱（プラ製）

赤袋
コーティング紙

紙とプラが別で売ってるもの
カラー用紙
粘着テープ・ガムテープ
台紙紙
ポリエチレンラミネート
防水加工紙・ロウ紙
包装紙（カーボン紙）
感熱紙（FAX紙）
紙コップ（フの加工紙）
シール類・封筒
ナイロン類（複合紙）
シリコン加工紙（ハワリ紙）
フッパン・密りほし
ティッシュ・防湿紙
ハンコの袋（プラ以外）
号員名タテ

【分別ボックス】

1 段目 コピー紙	3 段目右 新聞・雑誌
2 段目 チラシ類	4 段目右 ガラス・ビン コム・乾電池
3 段目左 ペットボトル	4 段目左 空き缶・金属

【写真外で】

透明袋 混合物	FTV、只付同紙用・使用済マーカー（色ペン） えんぴつ・ディスク（CD/DVD） ビデオテープ・保冷剤・結ゴム・指テック・ ホカロン・濡布・綿・布（お掃除がしやすいもの）
炊事場 生ごみ	茶がら・コーヒー・ティーバック 飯食食物（弁当・菓子・菓物の残り） 花
喫煙所	吸殻

1. Reduce リデュース

- ☐ こみ箱の設置は必要最低限とする。
- ☐ 売店などでは、購入者に袋が必要であるが声掛けするなどして、レジ袋の削減に取り込む。
- ☐ すぐにこみになりやすい、チラシやパンフレットは必要数のみ製作し配布する。

2. Reuse リユース 物を繰り返し使う

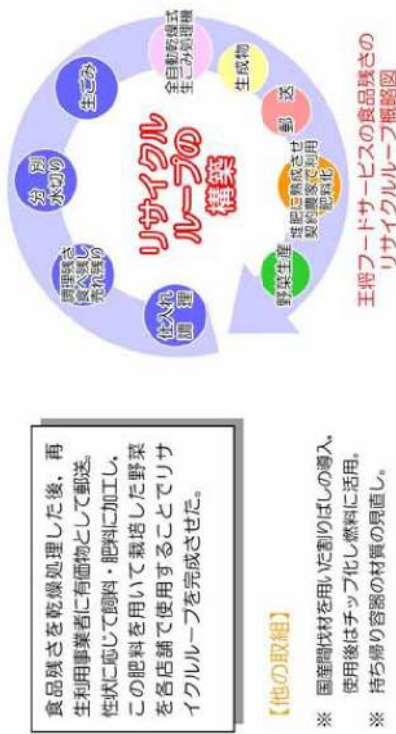
- ☐ リターナブルびんや、テボシット制の商品を積極的に採用する。
- ☐ 飲食容器は、繰り返し使用できるリユース食器を採用する。
- ☐ 弁当は、使い捨てでなく、再使用できる弁当箱を扱う業者などから調達する。

3. Recycle リサイクル 再び資源として利用する

- ☐ リサイクルボックスを設置し、わかりやすく表示することにより利用者が分別排出できるようにする。
 - ☐ 着るシ・パンフレットの専用リサイクルボックスを設置し紙ごみのリサイクル率を上げる。
 - ☐ 印刷管、消火器および什器（イスなど）には再生可能な紙を採用する。
 - ☐ 蛍光管、蛍光灯および什器（イスなど）等の備品の廃棄は、納入業者を通じてなどにより、できる限りリサイクルに回すとともに、適正処理の確認を行う。

王将フードサービス(宝ヶ池店)

郊外型店舗に乾燥型生ごみ処理機を設置し、リサイクルループを構築している。



食品残さを乾燥処理した後、再利用事業者にて有価物として郵送。性状に応じて飼料・肥料に加工し、この肥料を用いて栽培した野菜を各店舗で使用することでリサイクルループを完成させた。

【他の取組】

- ※ 国産飼料材を用いた割りばしの導入、使用後はチップ化し燃料に活用。
- ※ 持ち帰り容器の材質の見直し。



生ごみ処理機本体



調理くず・残飯
※ 水切りしてから投入



処理機内部

- ※ 1回に30リットル程度の処理が可能
- ※ 処理時間は約7時間



処理後の生ごみ

- ※ 重量は1/10に

ごみ減量化を図る

～ごみ減量チェックシートへ

まず「ごみ減量チェックシート」(p31)を活用して、ごみの分別化を図りましょう。ごみの減量化は、継続することが重要なポイントとなります。まず、できることから始めて、計画的にかつ着実に進めていくことが必要です。

ステップ1 資源可能なものを正しく分別する

3Rについて社内で検討し、発生したごみについては、リユース(再使用)もしくはリサイクル(再資源化)にまわされ、いわゆる資源化できるものが、廃棄されていないか確認してみる。資源可能なものがあれば、積極的に分別してみましょう。

ステップ2 ごみの量を知る

毎日(もしくはごみ収集日ごとに)、どれくらいのごみが出ているのか計量し、「ごみ量記録シート」(p33)に記録してみる。自分が出しているごみの実態を把握することで、「どのようにごみを減量するかとができるのか」が見えてきます。

ステップ3 「無駄」をなくし、ごみを減量する

ごみ減量の基本は「無駄」をなくすこと。本当に必要なものを、必要なだけ入手して大切に使うことが、ごみ減量の成功へのキーポイントです。多くの人にごみ排出の現状を認識してもらい、協力体制を築いて、ごみの発生抑制に努めましょう。



ごみ減量チェックシート

まず、このシートを使って、ごみの分別化に取り組んでみましょう！
次の項目について、該当する□にチェックを入れてください。



No.	項目	チェック	留意事項など	チェック
1.	ごみ保管場所について どこですか？ a. 建物内の専用箇所（同様） b. 敷地内の専用箇所（別棟） c. 空きスペースの一時利用 d. その他（ ）	☐ ☐ ☐ ☐	分別排出できるスペースはありますか？ e. 分別スペースはある。 （分別している、いないに問わずに） f. 分別するスペースがない。 （まず、分別可能なごみ保管場所の確保に努めてください） ポイント 分別排出できるスペースを確保する。	☐ ☐ ☐ ☐
2.	ごみ出し担当について 誰ですか？ ◎一部の担当者のみ a. 正職員・正社員 b. アルバイト c. 委託業者（清掃業者など） d. その他（ ） ◎複数名による当番制	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	ポイント ごみ出しのルールを事業所全体に周知し、全員に認識してもらう。 （できるだけ多くの人に担当してもらうと良い）	
3.	ごみの分別数について 分別している数は？ a. 【 】品目 b. 分けずに、全てまとめて出している。	☐	ポイント まず、分別可能なものと、それ以外のものを分けてみる。 まず、分別に取り組みましょう！ （資源化できるものは？ → p6～p7参照）	

No.	項目	チェック	留意事項など
4.	分別されている品目と、収集運搬を委託契約している業者について ◎分別品目 （資源化可能なもの） a. 古紙 b. 缶 c. ビン d. ペットボトル e. 食品廃棄物 f. その他（ ）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	分別されていない場合は、p40～p45を参考に資源化業者と相談して、分別排出に取り組んで資源化を推進してください。 ◎委託業者（業者名） 【 】 【 】 【 】 【 】 【 】 【 】 （資源化が不可能なもの） g. a～f以外の品目で、廃棄されているもの 【 】 ※なお、委託せず、ごみお処理施設に自己搬入している場合は、「自己搬入」と記入してください。 京都市家庭用指定の「家庭ごみ用」袋（黄色）、「資源ごみ用」袋（透明）で市の定期収集に出している。 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第19条により、事業者は事業系廃棄物を自ら処理するが、または廃棄物処理業者に処理させなければなりません。
5.	発生量について 発生量を把握する。 p33の【ごみ量記録シート】へ記入する。 ポイント 分別したごみの重量を継続して把握することが、ごみ減量への成功の秘訣です。	☐	発生量の把握については、p34～p37を参照。

(事業所から出る) ごみ量記録シート

ごみの種類		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	合 計
資源化しているもの	新聞紙													
	雑誌													
	紙ごみ													
	段ボール													
	OA用紙													
	秘密書類													
	その他紙ごみ													
	廃棄物 (生ごみ・魚アラ)													
	廃食用油													
	空き缶													
廃棄しているもの	空きびん													
	ペットボトル													
	大型ごみ													
	その他(雑芥類など)													
	小 計 (A)													
	新聞紙													
	雑誌													
	紙ごみ													
	段ボール													
	OA用紙													
合 計 (A) + (B)	秘密書類													
	その他紙ごみ													
	廃棄物 (生ごみ・魚アラ)													
	廃食用油													
	空き缶													
	空きびん													
	ペットボトル													
	大型ごみ													
	その他(雑芥類など)													
	小 計 (B)													

ごみ発生量の把握方法

～実践に向けて～

1 はじめに

ごみ減量計画をたてるには、まずごみの発生量を把握しなければなりません。自分の体重を知らずにダイエットを始める人はいません。どこからどのくらいのごみが排出され、リサイクルがどのような方法で、どの程度行われているかなど、できるだけ正確にごみの発生量の現状を把握することが、ごみ減量を進めていくための第一歩です。

2 ごみの排出量の把握方法

事業系ごみ及び資源化されている物の発生量の把握方法

- 実測方法 — 重量の実測による把握 — 置き場での重量実測
— 容積の実測による把握 — コミ袋等個数による把握
(容積から重量に換算) — コンテナボックスやポリバケツの個数による把握
- 許可業者・資源化業者への問い合わせ
- 購入量からの把握法 (コピー用紙や新聞紙等)

◎ 実測法 重量の実測による把握

体重計やバネばかりを利用して測定する方法から、部署・ごみの種類によって、バーコードを決めパソコンで管理する方法まであります。

◎ 容積の実測による把握 (重量換算係数を使用)

貯留容器やゴミ袋の容量から把握する。

◎ 許可業者・資源化業者への問い合わせ

◎ 購入量からの把握 (コピー用紙や新聞紙など)

3 正確にごみの量を測るために

正確にごみ発生量を測るためには、毎日排出されるごみを1年間すべて実測することが最も望ましく、将来的には実現していただきたいのですが、そこまでの取組が難しい場合は、制約のある中でいかに正確にごみ発生量を測定していくか、ポイントをあげました。

① 測定時期を工夫しよう

例えば宿泊施設では、季節により客数の変動があり、それに伴ってごみの発生量が増減します。このように事業活動の特性に応じてごみ発生量が変動する場合は、毎月1回、1週間程度連続して測定し、12ヶ月の測定結果を平均して年平均ごみ発生量を求めてください。これがない場合には、春夏秋冬のそれぞれ、平日と休日の合計8回測定するなど、少ない測定回数でも年平均のごみ発生量を把握できるように工夫してください。

② 分別保管し、排出場所別に測定しよう

廃棄物の発生量を減らし、リサイクル率を上げるためにも、分別保管をお願いします。

分別保管は、ごみの種類別発生量を測る上でも効果的です。

排出場所別に、分別保管されていれば、ごみの種類別発生量の把握は、きわめて容易になります。厨屑から排出されているごみを例にとると、調理や食べ残し等の厨芥類や段ボール、トロボ箱といったごみが発生しますが、これらを他の排出場所から出るごみと混ぜずに保管してあれば、それぞれの量を測定し、集計することで、おおよそのごみの種類別発生量の把握が可能となります。

③ ごみの保管日数に注意

ごみの種類によって、保管される日数が異なる場合。例えば、厨芥類は毎日排出するけれども、古紙類は月に1度といったような場合には、測定した排出量に、年間の排出数を掛けて年間の発生量にします。

4 具体的な発生量の把握方法

(1) 実測法

① ごみ重量の実測による把握—ごみ保管場所での重量の実測により把握する場合

重量を測定するためには、厨芥類が多いごみでしたら最大50kgを計測できる皿ばかりが適切ですが、紙くすだけならば10kgまで測れるバネバカリでごみ袋を引っ掛けて測定することもできます。体重計を利用するときは、測定者がごみを持って体重計に乗り、ごみを持たずに乗った場合との差を測定してください。

記入用紙を活用する例として、一定の調査期間内にごみを保管場所に持ち込んだ人が自分で測定できるような秤を用意し、時刻、重量、ごみの種類などを記入してもらい、集計する方法が考えられます。

【記入用紙の例】

投入日	投入時間	重量 (kg)	テナント名・部署名	ごみの種類	記入者
○日	00:00	00 kg	フティック△△	紙くす	●●●●



作書注：ちなみにアメリカ人の場合は68kg/人・日だそうです

② 容積の実測による把握 (容積から重量に換算)

容積を実測し、重量に換算する方法は、ごみ保管場所におけるごみ袋やポリバケツ等のごみ貯留容器(袋)の、1個あたりの容量を把握して、これに排出個数を掛けて総発生容積を求め、さらに、後に示す重量換算係数を乗じて重量として把握する方法です。

基本的には、次の式で算出できます。



※ 業種別にごみ全体を重量に換算する場合には表1に示した重量換算係数を使用し、貯留容器等がごみの種類ごとに分けられている場合などでは、表2に示した重量換算係数を用いてください。

(2) 購入量からの把握 (コピー用紙や新聞紙等)

新聞の発生量は購読紙数×1紙当たりの重量、コピー用紙は注文先からの納入伝票等から年間の注文箱数×1箱当たりの重量などで把握できます。社内にあるハカリで1紙当たりの重量や1箱当たりの重量を測定し、購入量に乘じて算出してください。

【発生重量算出例】

「新聞紙」は朝夕刊に折り込み広告も含め、1紙 1ヶ月で約10kg
「コピー用紙」は紙質により異なりますが、A4版 2,500枚で約11kg
B4版 2,500枚で約17kg
(A3版やB5版はこれを基準に2倍や1/2で推定できます。)

「飲料容器」は概ね、

《空きびん》	ビールビン	475 g/個
《空き缶》	アルミ缶 (350 ml)	16 g/個
《ペットボトル》	スチール缶 (350 ml)	28 g/個
《紙パック》	500ml	23 g/個
	2リットル	42 g/個
	500ml	19 g/個

で算出できます。

表1 業種別容積から重量への換算のための係数

(資源化されている物や大型系ごみを含まない、事業系ごみ全体を換算する場合に使用)

業 種	重量換算係数
製造業	0.11
卸売業	0.08
小売業	0.09
スーパー	0.10
コンビニエンスストア	0.10
家電等量販店	0.04
飲食店	0.18
ファーストフード	0.08
レストラン	0.21
喫茶等軽食	0.11
事務所	0.08
オフィスビル	0.07
サービス業	0.11
ホテル・旅館	0.09
病院	0.10
老人ホーム	0.20
小中学校	0.21
大学	0.10
駅	0.10
パチンコ店	0.10
代表的サービス業 (運輸・自動車整備・GS等)	0.09
その他サービス業 (美容院・スポーツクラブ・寺院等)	0.13
全項目合計	0.11

「事業系ごみ減量対策基礎調査結果報告書
H20、3」から設定

参 考

表2 ごみの種類別容積から重量換算のための係数

(種類ごとに分別時留している場合に使用)
通常のこみ置き場に捨てられたこみ

ごみの種類	重量換算係数
紙類	0.09
紙製容器包装類	0.05
シュレッターくず	0.10
紙おむつ	0.23
プラスチック類	0.04
ペットボトル	0.03
発泡製トロ箱	0.01
繊維類	0.21
ゴム・皮革類	0.25
ガラス類 (ビン等)	0.39
金属類	0.09
アルミ缶	0.03
スチール缶	0.10
陶磁器類	0.44
厨芥類	0.67
木片類	0.10
草木類	0.15
全項目合計	0.11

「事業系ごみ減量対策基礎調査結果報告書
H20、3」から設定

きちんと積み重ねて保管した古紙類

古紙の種類	重量換算係数
新聞紙	0.52
雑誌・書籍	0.53
その他 (帳簿類・OA用紙・カタログ等)	0.60
段ボール箱	0.13

「事業系廃棄物の減量化のための分別収集モデル事業H10、3」から、資源として分別排出された古紙類の平均換算係数

あくまでも参考値です。ごみの重量の把握はできるだけ実測してください。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境安全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」といいます。

環境マネジメントは、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。(環境省ホームページより)

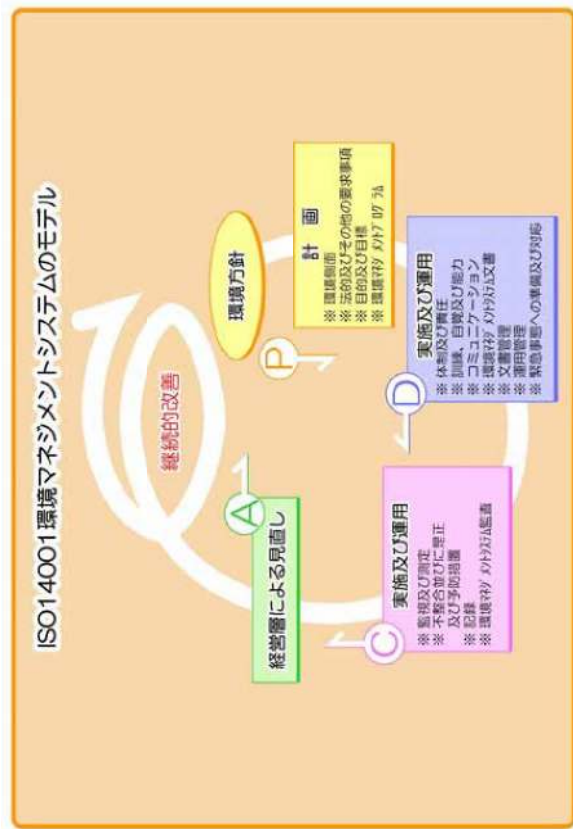
環境マネジメントシステムには国際規格であるISO14001や、簡易版の環境マネジメントシステムであるKESがありますので以下に概略を紹介します。

ISO14001

ISO14001は、環境マネジメントシステムの仕様(スペック)を定めた国際的な規格であり、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれています。

ISO14001の基本的な構造は、PDCAサイクルと呼ばれ、(1)方針・計画(Plan)、(2)実施(Do)、(3)点検(Check)、(4)是正・見直し(Act)というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくというものであり、その基本的な流れは、下図のようになっています。(環境省ホームページより)

【詳しい情報入手先】 (財)日本適合性認定協会(JAB) <http://www.jab.or.jp/>



■KES (KES・環境マネジメントシステム・スタンダード)

中小企業が、分りやすい取り組みやすい「環境マネジメントシステム」の規格の一つとして平成13年4月に誕生しました。

ISO14001又はKES等を認証取得すると、企業間の取引先として優遇措置が受けられる可能性があります。

規格の内容

内容や表現を平易で取り組みやすくし、段階的に取り組める二つのステップがあります。

ステップ1：環境問題に取り組み始めた段階で、環境保全活動になじむことを目指します。

環境宣言を定め、これを実行する計画を立てて進みます。

ステップ2：環境保全を進めるため、システムを項目別に作り実行します。

将来ISO14001にステップアップするベースにもなります。

【詳しい情報入手先】NPO法人・KES環境機構 <http://www.keskyoto.org>



廃棄物による環境負荷を低減するためには上流対策が不可欠です。

【京都グリーン購入ネットワーク】

環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に購入する「グリーン購入」を普及するとともに、グリーン購入に取り組み事業者を支援する団体です。京都市、京都府をはじめ京都府内の多くの事業者、自治体等が参加しています。

【詳しい情報入手先】京都グリーン購入ネットワーク

<http://www.k-gpn.org/index.html>

廃棄物の引渡し先

分別した廃棄物の引渡し先の一例です

■京都市内及び近郊の再生事業者

平成21年1月現在

業 者 名	事業の内容等 (再生品の種類)										事業所の所在地	電話番号
	古紙	新聞紙	段ボール紙	その他	建築資材	古金属	空缶	その他	その他	その他		
関西成紙回収協同組合	△	△	△	△							左京区一乗寺梅の木町56-2	791-5881
太陽資源㈱	○	○	○	○							東山区福徳川原町6	525-0640
谷藤紙業㈱	●	●	●	●							山科区西野塚本町60-1	591-2113
株主谷金庫本店	●	●	●	●							下京区本郷番町1	361-9361
関西紙料㈱	●	●	●	●						金庫のみ	南区東九条南岩本町1	671-2395
カレット横山商店										(金庫はアルミ缶のみ)	南区東九条南岩本町1-2	691-4912
木下紙業㈱	●	●	●	●						ガラスくず (のびガラス)	南区吉祥院南郷山町4-6	661-6066
㈱伊藤商店										(金庫はアルミ缶のみ)	南区吉祥院南郷山町361	661-2095
東京部クリーンセンター	●	●	●	●						(金庫はアルミ缶のみ)	南区吉祥院南郷山町23	681-6377
㈱山アール・シー	○	○	○	○						A'パッド、N'、発泡スチロール(O)	南区上島羽根ノ木町23-2	672-1000
㈱エヌ・エス・エス										A'パッド、N'、発泡スチロール(O)	南区上島羽根ノ木町49-1	692-2585
藍本金属㈱										スチール製品 (缶・瓶・0.04等) (O)	南区上島羽根ノ木町4	661-1631
京阪メタル㈱										スチール製品 (缶・瓶・0.04等) (O)	南区上島羽根ノ木町13	681-4108
京都エコリサイクル㈱										A'パッド、N' (O)	南区上島羽根ノ木町14-3	691-6507
安田産業㈱西院	○	○	○	○						(金庫はアルミ缶のみ)	右京区西院東山町7-4	0120-53-1153
㈱トーエツエコセンター	●	●	●	●							伏見区竹田町代115-3	693-8440
ロックス㈱	●	●	●	●							伏見区下島羽根町156	621-9661
㈱トヨタ	●	●	●	●							伏見区下島羽根町25	601-6361
(国産)リサイクルセンター	△	△	△	△							伏見区中島外山町111	604-4766
白川商店㈱	●	●	●	●						ペットボトル・アルミ缶(△)	伏見区中島外山町111	601-1577
日本ウエスト㈱	●	●	●	●						A'パッド、N'、発泡スチロール(●)	伏見区横大路芝生29-2	621-1869
光アスコン㈱										廃プラスチック類(●)	伏見区横大路千両松町9-1	604-1655
㈱山本清博	●	●	●	●						廃プラスチック類(O)	伏見区横大路千両松町78	601-2711
クリーンスペース㈱										廃プラスチック類(●)	伏見区横大路千両松町193-2	623-5555
㈱京都環境保全公社										ペットボトル(●)	伏見区横大路千両松町43-15	604-6320
アブナッパ㈱	●	●	●	●						廃プラスチック類(O)	伏見区横大路千両松町126	622-8080
日本紙業㈱	●	●	●	●						A'パッド、N' (△)	伏見区横大路千両松町84-1	612-8896
㈱カンボ	○	○	○	○						(金庫はアルミ缶のみ)	伏見区別所師範町730-1	921-2100
㈱大剛	○	○	○	○						A'パッド、N'、発泡スチロール(O)	伏見区別所師範町233	933-6030
㈱ナブラス	○	○	○	○						廃プラスチック類(O)	長岡京市神足寺田17-2	958-6661
										発泡スチロール(O)	城陽市久世荒内160-1	0774-54-1007

※収集運搬の1回あたりの取扱数量は、各業者にお問い合わせください。

家電リサイクル法対象4品目指定引取場所（特込に限る）

対象メーカー名		業 者 名	事業所の所在地	電話番号
Aグループ	大阪ガス、東京ガス、コロナ、ダイキン、東芝、サムスン、ヒクタン、松下、ほか	嶋崎運送㈱	伏見区榎大路大塚畑 57-4	621-3636
		美山運輸㈱	南区吉祥院石原堂ノ後町43	693-7757
Bグループ	アイワ、三洋、シャープ、日立、パナソニック、富士通、パナソニック、シャープ、三菱、良品、リニア、ほかメーカー不明	日本通運㈱京都支店 洛南物流センター	南区上烏羽焼ノ前町 57-63	681-9571

詳しくは家電リサイクル券センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先	家電製品協会 家電リサイクル券センター 電話番号 0120-319-640
---------	--

食品廃棄物 一般廃棄物である食品廃棄物は42ページの食品廃棄物許可業者のみが下記の京都市外にある事業所へ搬入できます。

業 者 名	事業所の所在地	電話番号
カンボリサイクルプラザ㈱	南丹市園部町高屋西谷1	0771-68-3636
京都有機質資源㈱	長岡京市神足港道1	075-953-6100
柳水ロテクノスリサイクルセンター	甲賀市水口町松尾362-22	0748-62-1959
㈱オムリー	伊賀市島ヶ原8801-8	0595-59-9200
南イワ南資源強化事業研究所	伊賀市四十九町2068-1	0595-23-7818

使用済みでんぷら油

業 者 名	事業所の所在地	電話番号
㈱しポインターナショナル	伏見区下烏羽広長町173	604-0518

廃食油（使用済みでんぷら油以外の食用油も含む）

業 者 名	事業所の所在地	電話番号
浜田化学㈱	南区上烏羽北花名町38-1	681-5674
和宏産業㈱	伏見区榎大路千両松町209	622-1641

電池（ボタン電池・充電式電池含む） 蛍光管

業 者 名	事業所の所在地	電話番号
旭興産業㈱	（榎大路リサイクルセンター） 伏見区榎大路千両松町60-4	623-5477

秘密書類リサイクル

秘密書類のリサイクルに関しては、再生事業者の他、京都市ごみ減量推進会議においても会員向け事業として取り組まれています

業 者 名	事業所の所在地	電話番号
京都市ごみ減量推進会議事務局	伏見区瑞草池ノ内町1 京エコジョーセンター活動広場	647・3444

具体的な取扱品目、収集の可否、金額等詳細につきましては、直接各事業者へ問い合わせてください。

再生利用に係る一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（品目限定）

魚アラ、木くず、食品廃棄物など、再生利用（リサイクル）可能なごみの処理に関するご相談は、下記の許可業者までお願いいたします。

平成20年12月現在

魚アラ

許可番号	許可業者名	住 所	電話番号
101	㈱サムソン	宇治市木幡熊小路43の40	0774-33-4898
102	㈱新保肥料	南区吉祥院石原堂ノ後町32	681-3820
104	㈱山田肥粒商事	美大坂市栢田本町3の28	06-6728-8621
105	㈱和宏	伏見区榎大路千両松町205	622-1641
115	和久田福祉	南区上烏羽火打形町9	691-3593
116	高田守親	右京区西京極中央町18の3	311-3312
117	聖山町	宇治市木幡熊小路43の40	0774-33-4898

魚アラに関する相談、許可業者の紹介につきましては、魚アラを収集する許可業者全社が加入する京都蛋白協同組合までお願いいたします。		
京都蛋白協同組合	伏見区深草大亀谷八島町13-3	TEL602-4896 FAX602-4911

ちゅうかい

許可番号	許可業者名	住 所	電話番号
106	久世丈夫	南区上烏羽火打形町7番地の1	691-9080
108	安本浩二	南区上烏羽火打形町10番地の1	661-9127

木くず

許可番号	許可業者名	住 所	電話番号
001	小坂産業㈱	南区上烏羽柳ノ花50の2	661-5400
003	㈱大工商店	左京区中南大久保町28	711-0363
019	㈱山文	伏見区深草西浦町二丁目61	643-3456
030	㈱西山産業	伏見区北邊小屋町51	601-1443
040	新田産業㈱	伏見区淀殿目町214の7	631-6517
044	伏見クリエイト㈱	伏見区久我西出町4の38	922-3251
050	テックス・カンボ㈱	伏見区羽栗師古川町403の1	933-1111
061	㈱タカノ	向日市上畑野町南渡井17	921-8120
062	㈱加清掃	京都市安町小屋嶋61の2	611-5599
063	ホームケルン㈱	京田辺市大住池嶋24の1	0774-63-7155
065	フロムメンテナンクス㈱	伏見区北邊小屋町51	611-7200
075	㈱大剛	八幡市上奈良日ノ屋1の7	983-8280
076	㈱加藤商店	南区上烏羽漆ノ森東田町23	983-0988
078	㈱ランナース	伏見区南邊小屋町91	605-5314
082	㈱平塚商事	南区吉祥院池田町39の3	661-7005
120	安田産業㈱	久御山町大字佐山小字新開地27	604-5353
122	星田総合企画㈱	右京区西院車目川町5	314-4080
123	木材開発㈱	大阪府東北郡忠海町新浜1丁目5番21	0724-38-2021
124	㈱カノオカ	南区上烏羽馬廻シ30	661-6833
125	キンキ・パートナーズ㈱	奈良市奈良坂町2250の3	0742-26-3721
127	㈱西村	左京区田中東樋ノ口町6	681-5781
129	㈱コスミック	枚方市春日西町2丁目11番7	072-859-5831
132	㈱丹清掃㈱	京都市荒塚町2丁目14番10	0771-22-4488
133	大五産業㈱	菅津市若竹町9の24	077-565-8464
134	都市クリエイト㈱	高槻市相屋町3番1-326号	072-681-0089
135	日本ワエス㈱	伏見区榎大路千両松町9の1	604-1655
139	エコテック㈱	北区西宮茂今原町2の5	492-6122
140	㈱長岡美装社	長岡京市長岡1丁目34番25	953-7903
141	㈱伊藤商店	大津市萱野浦20番11	077-543-7172
142	㈱キョウリード	伏見区榎大路千両松町55の1	623-3888
143	㈱りさいくるnn京都	南区裏力桑崎松町34	661-1417
145	㈱藤元商事	長岡京市一文橋二丁目32番3	957-2555

食品廃棄物

許可番号	許可業者名	住	所	電話番号
001	小坂産業㈱	南区上烏羽卯ノ花50の2		661-5400
002	㈱エコディック山根商店	南区八条内田町27		691-5079
003	㈱大工商店	左京区中南大久保町28		711-0363
005	㈱山本清掃	伏見区横大路千両松町196の1		623-5555
006	㈱山根商店	南区西九条東比永城町51		691-1751
010	㈱サント	伏見区鞍所岸ノ下30の13		631-1885
012	㈱ナショナル都市開発	中京区三坊西河院町572 NOA高松ビル		257-4552
017	㈱WAOコーポレーション	山科区西野山古町253		591-9062
019	㈱山文	伏見区梁草西浦町二丁目61		643-3456
024	㈱辻商店	南区東九条西本町34の2		671-0909
029	上田清掃㈱	左京区中ノ高原町15		724-5250
030	㈱西山産業	伏見区北郷小室町51		601-1443
031	竹之内運送㈱	山科区東野門口町48		592-3900
046	㈱アサヒ産業社	伏見区誕生津町648		631-2849
047	㈱ライブ	南区西九条東島町43		672-4427
050	テックス・カンパ㈱	伏見区羽曳野古川町403の1		933-1111
061	㈱タカノ	向日市上稲野町南庭井17		921-8120
062	㈱知川清掃	鶴岡市安町小室湯61の2		611-5599
063	ホームアレン㈱	京田辺市大住池端24の1		0774-63-7155
065	フロムメンテナンス㈱	伏見区北郷小室町51		611-7200
071	㈱石本樹芸	大津市瀬田一丁目2番14		077-545-5144
073	㈱ヤマモ	南区古桂院池ノ内町110の2		691-7350
075	㈱大剛	八幡市上桑島日ノ尾1の7		983-8280
076	㈱加藤商店	南区上烏羽卯ノ花東側町23		682-0988
078	㈱フナース	伏見区南塚小室町91		605-5314
082	㈱平塚商事	南区古桂院池田町39の3		661-7005
084	㈱グリーンテック	伏見区梁草大龜谷谷屋町63		605-1188
120	安田産業㈱	久御山町大字坂山小字新開地27		604-5353
121	京都府環境資源課	京都府長岡京市神井路邊1		953-6100
132	南丹清掃㈱	鶴岡市荒塚町2丁目14番10		0771-22-4488
135	日本ウエスト㈱	伏見区横大路千両松町9-1		604-1655
142	㈱キョウリート	伏見区横大路千両松町55の1		623-3888

再生利用に係る一般廃棄物処分業許可業者一覧（品目限定）

木くず

許可番号	許可業者名	住	所	電話番号
119	木村開発㈱	伏見区横大路千両松町45-1-2		622-0619
126	㈱クリエイト㈱	伏見区久我西出町4の38		922-3251
144	㈱りさいくる㈱京都	南区東九条高松田町34		661-1417

剪定枝

許可番号	許可業者名	住	所	電話番号
112	京都中央農産協同組合	左京区鶴市勢町1092の2		741-1155
118	㈱ロードグリーン	西京区樫原谷39の1		393-5399

その他の収集運搬業許可業者（品目限定）

実験動物の死体等（焼却）

病院・研究施設等から出る実験動物の死体などの処理につきましては、下記の許可業者までお願いいたします。

許可番号	許可業者名	住	所	電話番号
113	㈱美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今屋1195の1		0584-66-3657
131	㈱猪名川物産園	兵庫県川辺郡猪名川町蒲水谷子前谷51-2		072-769-0339

その他、許可制度に関するお問い合わせは、
京都府環境局循環型社会推進部廃棄物指導課（TEL213-0926）までお願いいたします。

一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（ごみ）

紙くみや生ごみなどクリーンセンター（清掃工場）において焼却する事業系ごみの処理は、市から一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者（許可業者）に委託してください。

事業系ごみや許可業者に開する粗大、許可業者の紹介につきましては、許可業者が加入する京都環境事業協同組合までお問い合わせください。

京都環境事業協同組合	南区古桂院新田式ノ段町65	TEL 691-5516 FAX 662-0718
------------	---------------	------------------------------

平成20年12月現在

許可番号	許可業者名	住	所	電話番号
001	小坂産業㈱	南区上烏羽卯ノ花50の2		661-5400
002	㈱エフエフ山根商店	南区八条内田町27		691-5079
003	㈱大工商店	左京区中南大久保町28		711-0363
004	㈱五十嵐商店	南区東九条東本町27の1		691-4822
005	㈱山本清掃	伏見区横大路千両松町196の1		623-5555
006	㈱山根商店	南区西九条東比永城町51		691-1751
009	古谷商店	南区唐橋門脇町32		672-2520
010	㈱サント	伏見区鞍所岸ノ下30の13		631-1885
011	㈱坂上商店	南区東九条中殿町16		681-7471
012	㈱カマ井都市開発	中京区三坊西河院町572NOA高松ビル		257-4552
014	㈱河岸商店	下京区西七条市部町98		326-3187
015	㈱中川商店	南区西九条東非幸町26		691-0771
016	京都環境衛生㈱	左京区下鴨京川町6		723-5386
017	㈱WAOコーポレーション	山科区西野山古町253		591-9062
018	㈱松田商店	左京区中ノ高西浦町79の2		791-9808
019	㈱山文	伏見区梁草西浦町二丁目61		643-3456
020	㈱森商店	南区西九条春日町1		681-4933
021	㈱ククリヤマ	南区東九条春日町57の18		692-2567
022	下屋敷商店	山科区西野岸ノ下町18の14		581-2543
023	㈱川崎環境開発興業	大阪市旭区大宮五丁目6の29		06-4254-4505
024	㈱辻商店	南区東九条西本町34の2		671-0909
025	㈱パッカーズ	南区東九条柳下町63番地の3		672-1252
026	㈱パッカーズ	久世郡久御山町井新井265の5		0774-46-1337
027	㈱河原商店	中京区西ノ京御奥町15		461-3243
028	白川商店㈱	伏見区横大路芝生29の2		621-1869
029	上田清掃㈱	左京区中ノ高原町15		724-5250
030	㈱西山産業	伏見区北郷小室町51		601-1443
031	竹之内運送㈱	山科区東野門口町48		592-3900
032	木下商店	左京区石倉村松町64の11		701-7074
033	島山商店	西京区桂清水町46		381-4727
034	泉原商店	左京区一美寺河原田町29の1		701-8381
035	つじもと商事㈱	伏見区梁草柴田屋敷町3の24		642-4373
036	㈱サカエ産業	鶴岡市旭町金辻57		0771-24-5161
037	三野商店	西京区大原野上里ノ町1296の22		331-7488
038	㈱川口清掃	右京区西京極橋詰町8の6		313-8332
039	㈱陽東産業	南区上烏羽ノ王神町42の20		681-7853
040	新田産業㈱	伏見区箕原目町214の7		631-6517
041	㈱カサカササービス	下京区黒門通五条下る林本町595		361-7145
042	松井商店	伏見区梁草柴田屋敷町17の1		641-8720
043	㈱小西清掃	伏見区梁草北新町637の10		641-7238
044	伏見クリエイト㈱	伏見区久我西出町4の38		922-3251
045	オカムラ産業	右京区太秦一ノ井町16の1		871-6336

許可業者との契約方法・処理手数料の引き上げについて

一般廃棄物収集運搬許可業者との契約方法について



許可業者とは？	事業系一般廃棄物を市のクリーンセンターに持ち込み、焼却するために、市が収集・運搬の許可を与えている業者です。許可業者は資源ごみも収集・運搬してリサイクルしています。なお、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者と契約して、適正に処理してください。
収集回数は？	営業日数を考慮して、1週間に何回くらい収集してもらいたいのかが検討してください。
収集時間は？	営業時間を考慮して、何時頃収集してもらいたいのか検討してください。
収集量は？	1日に排出するごみ袋の数や、ごみの内容を確認してください。
収集場所は？	あらかじめ、ごみ排出場所を確認し、収集業者と相談してください。

一般廃棄物許可業者手数料の引き上げについて

多くの事業者の方々が、毎日出るごみの収集を、京都市から一般廃棄物についての許可を受けた業者（許可業者）に依頼されていますが、みなさんがこの許可業者に支払われている料金の中から、京都市は焼却処理などに必要となる手数料を徴収しております。

今後、この処理手数料を段階的に引き上げますので、適正な料金の負担にご理解、ご協力を願います。



変更時期	手数料額
現行	100kgまでごとに 650円
平成23年4月～	〃 800円
平成26年4月～	〃 1,000円

Q1 処理手数料とは？

A1 商店やオフィスなどから出た事業系ごみは、一般廃棄物の収集運搬許可を受けた業者によって、京都市のクリーンセンターに運ばれます。京都市では、そのごみを焼却したうえで、残った焼却灰を埋立処分しています。処理手数料は、これら処理に要する費用の一部であり、ごみを出された事業者の方々にご負担いただいているものです。

Q2 現在、許可業者に支払っている金額が1.5倍になるの？

A2 そうではなく、現在支払われている料金には、許可業者が収集や運搬するのに必要な経費や利益も含まれています。処理手数料は、契約されている金額の一部という訳です。

Q&A

許可番号	許可業者名	住 所	電話番号
046	南アサヒ産業社	伏見区誕生連町648	631-2849
047	㈱ライフ	南区西九条東島町43	672-4427
048	高島商店	南区東九条宇賀辺町65	671-4657
049	市川商店	北区紫野花ノ坊町23の2市住第16棟202号	491-7874
050	テックス・カンボ㈱	伏見区羽束師古川町403の1	933-1111
052	南ウエグチ興産	右京区太秦藤ヶ前町11の19	864-3622
053	㈱白青舎	中京区坂東屋町657の5	241-3281
054	㈱丸島産業	南区東九条南河原町18	661-0009
055	岡村清運	宇治市折居台1丁目4の152	0774-21-4936
056	キムラ商店	右京区西院月双町95	326-3953
057	南能瀬運送	右京区山ノ内瀬戸畑町1の3	311-6698
058	南エヌトラース	伏見区深草飯食町824	641-8404
059	佐治商店	左京区高野夢原町61	724-5250
060	南カネムラ	南区東九条柳下町57の7	672-5548
061	㈱タカノ	向日市上槐野南渡井17	921-8120
062	南丸加清掃	亀岡市安町小屋塚61の2	611-5599
063	ホームケルン㈱	京田辺市大住池嶋24の1	0774-63-7155
064	東山管理センター㈱	山科区西野山ノ上町60の1	592-0003
065	フロムメンテナンス南	伏見区北葦小屋町51	611-7200
066	高野清掃㈱	宇治市小倉町南庭池83の21	0774-22-6676
067	南三協清掃	右京区太秦安井一町田町1	802-3143
068	三玉産業㈱	北区上賀茂中嶋河原町10	701-5476
069	大和興産㈱	南区吉祥院野間詰町32	681-1547
070	南杜克商店	南区唐橋平垣町68の5	691-4100
071	南岩本商会	大津市瀬田一丁目2番14号	077-545-5144
072	南ラゴ	南区上島羽南町55の3	077-564-1502
073	㈱ヤマナ	南区吉祥院池ノ内町10-1	691-7350
074	㈱ナブラス	城陽市久世荒内160-12	0774-54-1007
075	㈱大剛	八幡市上茶臼ノ屋1の7	983-8280
076	南加藤商店	南区上島羽南ノ森東向町23	682-0988
077	京都エコクリエイト㈱	南区上島羽南ノ花14の3	691-6507
078	㈱ランナース	伏見区南葦小屋町91	605-5314
079	松本商店	伏見区北端町64	611-7345
081	神崎商店	伏見区深草伊達町41の4	647-0803
082	南平塚商事	南区吉祥院池田町39の3	661-7005
083	㈱新生環境	中京区七軒吉町623第11層ビル	213-3914
084	㈱グリーンテックノ	伏見区深草大亀谷安徳町63	605-1188
085	井上建設㈱	中京区美川通室町東入鋪屋町50	241-1524
086	内海商店	南区上島羽火形町1	661-2331
087	南木下カンゼー	山科区大宅沢町113	077-543-2663
088	南グローバルクリーン	伏見区深草柴田屋敷町7の13	646-2213
100	京都環境事業㈱	南区吉祥院新田武ノ段町65	691-2033

京都市の処理施設へ直接持ち込まれる場合について

自己搬入によるごみ処理の仕方

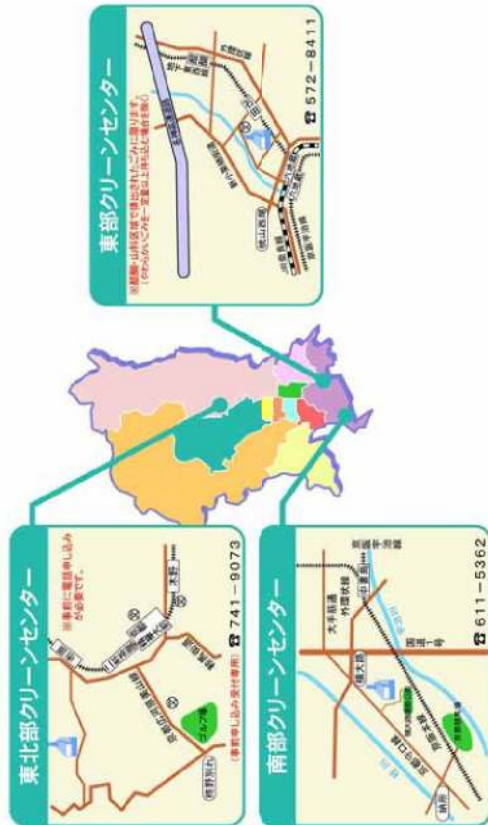
- ポイント

 - 1 ごみの種類を確認してください。
 - 2 搬入場所を確認してください。
 - 3 ごみ処理料金を確認してください。
 - 4 搬入申告書を記入してください。
 - 5 搬入（申告書）を提出してください。
- ◆クリーンセンターに搬入できるごみは？
そのまま燃えるごみ、大型ごみ
 - ◆料金・搬入場所？
ごみ処理や搬入場所などは各施設にご確認ください。
 - ◆申告書はどこにあるの？
搬入申告書の配布場所は、各クリーンセンター、環境局
適正処理施設部施設管理課、各まち美化事務所、各区役
所・支所まちづくり推進課で配布しております。

自己搬入の受付時間・休所日

搬入場所	クリーンセンター
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後12時まで 午後1時～午後4時30分まで
休所日	土曜日、日曜日 (平日の祝日は通常通り受付)

ごみの搬入場所と連絡先



京都市環境局循環型社会推進部 循環企画課

〒604-0924
京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地
ヤサカ河原町ビル8階

電話 075-213-4930
FAX 075-213-0453

H2103-1-10000-YAMASIRO

